

## 消費税負担に関する意見陳述要旨

公益社団法人日本認知症グループホーム協会

### 1. 「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」(案) について

#### (1) 調査の実施について

消費増税分にきめ細かな対応をするために、高額投資等に係る部分の実態調査を実施することについては賛成である。適正な調査の実施によって、高額投資に係る適正な基準が設定されることを期待する。

#### (2) 2. 設備投資の状況について

##### ① 介護用機器、医療機器、調剤用機器の保有状況（固定資産台帳に掲載されているもの）

介護用機器分類表の分類内容については、一通り網羅された内容となっている。

##### ② リース・賃貸契約により保有する資産の状況（固定資産台帳に掲載されていないもの）

協会の実態調査（2009年度）によると、調査対象事業所全体の約20%が建物を賃貸借契約している。ただし、オーナー（建主）が課税売上1000万円以下の免税事業者かどうかによって、消費税が課される場合と課されない場合がある。また、消費税が課される場合も、非課税となる住宅の貸付け部分と課税となる役務の提供部分に関してはそれぞれに係る対価の額を合理的に区分するものとする（消費税法基本通達6-13-6）とされているが、担当者の解釈により、実態として合理的に区分されていない（すべて課税対象としてみなされる）こともあるようである。

### 2. 消費税引上げへの対応に関する意見

介護サービスは公共性の観点から消費税が非課税とされているが、仕入れに係る消費税は課税扱いとなっている。消費税率引き上げに際して、仕入れに係る税額が適正に転嫁されず、介護サービス提供事業者に新たな負担が生じないか懸念している。

特に、認知症グループホーム全体の9割以上が2ユニット以下の小規模事業者であり、建物や建物付属設備等の保守・修繕や福祉機器の購入等高額な投資に伴う消費税負担は、経営の深刻な圧迫要因となりうる。

介護サービス提供事業者の経営の安定化の観点から、介護サービス提供事業者に消費税率引き上げに伴う新たな負担が生じないよう、高額な投資に係る部分の実態調査及び介護事業経営概況調査の結果を適正に分析した上で、介護報酬の消費税分の適正な上乘せ幅の設定及び個別の状況に応じた交付金等による高額な投資への配慮など介護サービスに係る消費税の適正な負担のあり方について、十分検討していただくようお願いしたい。

なお、その際、介護サービスの公共性の観点も踏まえた上で、利用者の負担増とならないような配慮についてもお願いしたい。